

## 第2章 バリアフリー法について

### 2.1 バリアフリー法の概要

バリアフリー法は、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会環境の整備を目指しており、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間等の新設時における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するものです。また、バリアフリー基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等がよく利用する施設が集積した地区における施設・経路のバリアフリー化を図ることで、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを狙いとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

### 2.2 バリアフリー基本構想で定める事項

バリアフリー基本構想では、バリアフリー法に基づき、以下の内容を明示することが定められています。

表 3 バリアフリー基本構想で定める事項

項目	内容
①重点整備地区における移動等円滑化の基本方針	バリアフリー基本構想作成の背景・理由や移動等円滑化の基本的な考え方など
②重点整備地区の位置・区域	重点整備地区の範囲や境界設定の考え方
③生活関連施設・生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項	生活関連施設・生活関連経路の選定や施設の整備方針など
④実施すべき特定事業その他の事業に関する事項	公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全特定事業、その他事業
⑤その他の事項	ソフト施策（心のバリアフリーの推進、情報提供、マナーの向上等）、地域特性に応じた施策、バリアフリー基本構想作成後の事業推進方法等についてなど

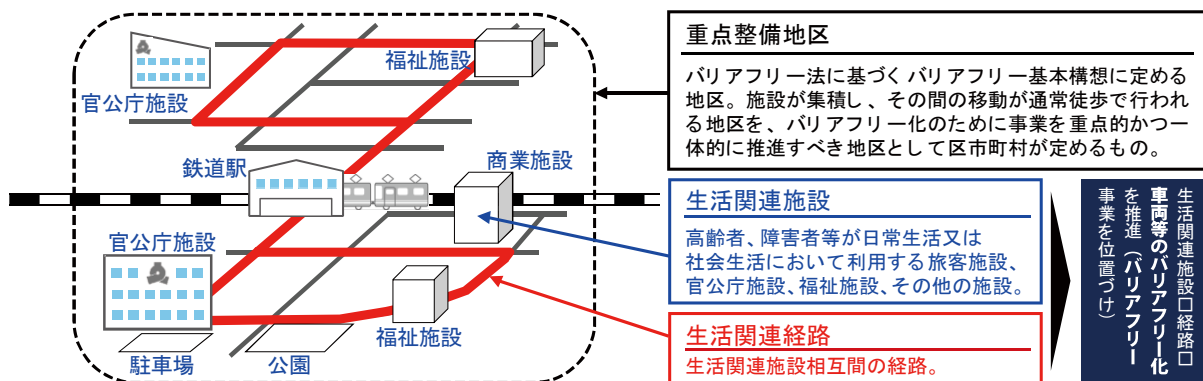


図 10 バリアフリー基本構想制度のイメージ

# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

## 公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

旅客施設及び車両等



道路



路外駐車場



都市公園



建築物

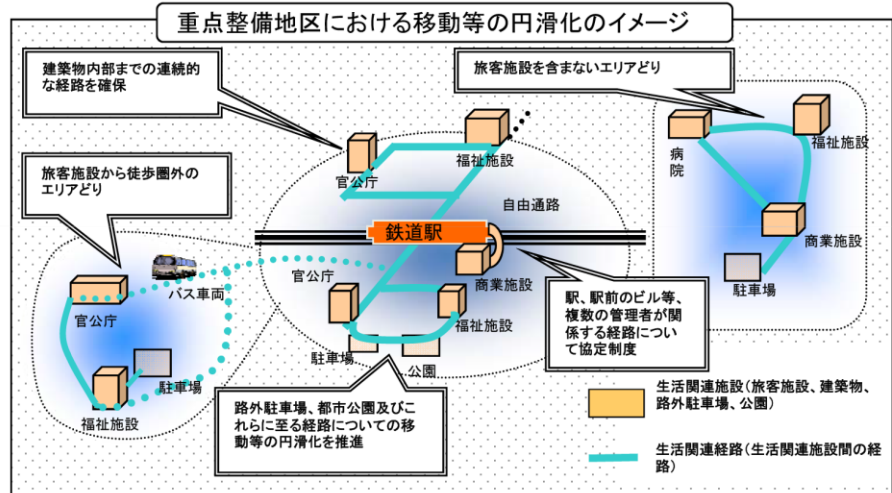


## 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



## 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



(出典：国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要図）」)